

男鹿市条例第 17 号

男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年男鹿市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）					
	職名		報酬額	摘要		職名		報酬額	摘要
(略)					(略)				
10	選挙長、開票管理者		12,200円		10	選挙長、開票管理者		10,800円	
	投票管理者	投票所	14,500円			投票管理者	投票所	12,800円	
		期日前投票所	12,800円				期日前投票所	11,300円	
11	投票立会人	投票所	12,400円		11	投票立会人	投票所	10,900円	
		期日前投票所	10,900円				期日前投票所	9,600円	
		開票（選挙）立会人		10,100円				開票（選挙）立会人	
(略)				(略)					
備考				備考					
1（略）				(略)					
2 投票管理者及び投票立会人の報酬額については、当該職務に従事した時間が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項（第48条の2第6項において準用する場合を含む。）に規定する時間の2分の1以下の場合は、報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。									

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線で引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙に係る報酬について適用し、施行日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る報酬については、なお従前の例による。